

改正ロシア連邦の税関規則の概要と 旧税関規則からの変更点

(2018年12月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

モスクワ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）モスクワ事務所が現地法律事務所 **Bryan Cape Leighton Paisner (Russia) LLP** に作成委託し、2018年11月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび **Bryan Cape Leighton Paisner (Russia) LLP** は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび **Bryan Cape Leighton Paisner (Russia) LLP** が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・モスクワ事務所
E-mail：rsm-doc@jetro.go.jp

JETRO

目次

1. 改正ロシア連邦の税関規則の導入背景と概要.....	1
2. 改正税関規則で初めて導入されたルール、旧税関規則から変更された内容.....	2
① 電子版貨物税関申告様式の優位性.....	2
② 確証書類の添付なしでの貨物税関申告書の提出.....	2
③ 貨物税関申告書の自動登録と自動リリース.....	2
④ 外国企業の支店による商業目的のロシアへの製品輸入が可能.....	3
⑤ 電子版パーソナルアカウントを通じた税関との連絡.....	3
⑥ 事前通知.....	4
⑦ 製品原産国の事前決定期間の短縮.....	4
⑧ 製品分類の事前教示期間の短縮.....	4
⑨ 製品加工の通関手続きの変更.....	4
⑩ 税関検査.....	5
⑪ 製品マーキング検査.....	6
⑫ 関税の取り立て.....	6
⑬ EEU とは別のロシア連邦内での一部製品の自由流通制限.....	7
⑭ 新しい罰則原則.....	7
3. 改正税関規則をもとに将来導入される可能性のある新システム.....	8
① 課税標準価格の事前教示.....	8
② 自由倉庫.....	8
③ 関税の担保の免除.....	9
④ 関税.....	9
⑤ 関税の還付.....	9
⑥ 認定事業者（AEO）.....	10
4. 改正税関規則がビジネスに与える影響とアドバイス.....	11

改正ロシア連邦の税関規則の概要と旧税関規則からの変更点

1. 改正ロシア連邦の税関規則の導入背景と概要

2018年1月1日に、2010年から有効だったユーラシア関税同盟関税基本法（以下、TC CU）に置き換わるかたちで、ユーラシア経済連合関税基本法（以下、TC EEU）の新法が発効した。TC EEUと同時に、超国家レベルの問題に関するユーラシア経済委員会（以下、EEC）最優先決定も発効した。

TC EEUにより、主として「電子通関」への移行のコンセプトを反映したいくつかの新規事項、つまり、電子版申告の優位性、貿易事業者と税関のインターネット経由での遠隔での相互やり取り、申告書登録から貨物リリースまでの一連の通関手続きに対する決定機能の税関職員から税関情報システムへの移管、などが導入された。

しかし、問題の一部が EEU 加盟国の国家規制分野に残されているため、EEU 加盟国の法律システムの中に然るべき法基盤を創設する必要が生じた。ロシアでは新 TC EEU と EEC 決議への国内法への適応は、2018年8月3日付連邦法第 289-FZ 号「ロシア連邦における税関規則およびロシア連邦の個別の法律の改正について」（以下、「改正税関規則」）の採択というかたちで行われた。

改正税関規則は、2018年9月4日に発効し、2010年から有効であった同名の連邦法に置き換わった。改正税関規則は、新 TC EEU の規定を詳述しており、さらにいくつかの場合には新しい法令を導入している。

改正税関規則の法令は、大きく 8 節に分かれている。

第1節：「総則」で、主として対外経済活動製品命名コード（以下、「HS コード」）、原産国の特定、製品の課税標準価格の決定などの基本的な問題を取り扱う。

第2節：関税の計算と支払いの問題を取り扱う。

第3節：貨物税関申告と貨物のリリースを規定。

第4節：国際消費向けリリースや輸出といったスタンダードなものから、加工、一時輸入・輸出、保税倉庫などの特殊な手続きまで、さまざまな通関手続きの利用規則を明記。

第5節：郵便物、個人向け貨物、外交官貨物などの特性を取り扱う。

第6節：税関検査、その他の税関管理実施規則を規定。

第7節：税関の仕事の組織、税関鑑定の実施、情報の相互やり取りなどに関する問題と、知的財産保護の問題を規定。

第8節：通関代理人、税関輸送事業者、一時保税蔵置場の所有者、保税倉庫の所有者、自由倉庫の所有者、免税品店の所有者、認可事業者などに関して規定。加えて、前法に比べ認可事業者の活動にかなり大きな注意が払われている。

一部の通関上の規則は、ロシア連邦政府と財務省に委ねられている。

総じて、改正税関規則により初めて提示され前法にはなかった規定が、相当数導入されていることを指摘しておく必要がある。

2. 改正税関規則で初めて導入されたルール、旧税関規則から変更された内容

① 電子版貨物税関申告様式の優位性

新 TC EEU および改正税関規則を採択した目的の一つは、税関の情報技術の発展である。改正税関規則第 52 章は、税関による情報システムと情報技術の使用に関するものである。

以前も電子版申告と電子版書類を利用することはできたが、改正税関規則によって電子版様式の優位性が確立された¹。現在では紙媒体での貨物税関申告はむしろ例外となり、限られた場合のみに許可される²。

② 確証書類の添付なしでの貨物税関申告書の提出

現在では電子版の貨物税関申告書を税関に提出する際、契約書、インボイス、送付状、証明書などの確証書類を添付しなくてもよい³。

しかし、税関は随時確証書類の提出を求める権利を保有している⁴。

これと関連して、申告者は、確証書類を貨物税関申告時に提出したか否かにかかわらず、貨物リリースから 5 年間確証書類を手元で保管しなくてはならない⁵。

③ 貨物税関申告書の自動登録と自動リリース

ロシアの税関に導入された新情報技術により、貨物税関申告書に関する決定の採択を情報システムに移管することが可能になった。改正税関規則では、このような技術に法的効力を付与しており、このような決定を下す権利を税関職員だけでなく、情報システムにも与えている。

そこで、貨物税関申告書の登録とリリースは、情報システムの不具合の場合を除き、税関の情報システムにより、あるいはそれを用いて⁶、つまり、担当者の関与なしに行われる。そのため、この技術は最も迅速で透明性の高いものとなる。貨物の自動リリースの平均速度は 4～5 分である⁷。

¹ 改正税関規則第 95 条 3 項

² 改正税関規則第 95 条 4 項、TC EEU 第 104 条 1-5 項、4 項

³ 改正税関規則第 96 条

⁴ 改正税関規則第 239 条

⁵ TC EEU 第 320 条

⁶ 改正税関規則第 99 条 2 項、105 条

⁷ 貨物税関申告書の自動登録と貨物の自動リリースのテクノロジーの適用
http://www.customs.ru/index.php?option=com_content&view=article&id=23707:2016-07-21-11-59-32&catid=40:2011-01-24-15-02-45&Itemid=2055

上記により貨物税関申告書の登録時間は、2 時間から 1 時間に短縮され⁸、貨物のリリースは、申告書提出後 4 時間に短縮された⁹。だが同時に、税関は場合により貨物のリリース時間を 10 営業日まで延長することができる¹⁰。

④ 外国企業の支店による商業目的のロシアへの製品輸入が可能

TC EEU では外国企業が製品を輸出入できるのは自社用のみという制限があったが¹¹、同時に国内法でこの規則を変更することができた¹²。

上記のとおり、改正税関規則では支店が自社用だけでなく、商業目的でも輸出入を行うことができる¹³。

しかし、外国企業の支店が貨物税関申告者になることができるのは、通関手続き時に一定の条件を遵守している場合に限られる。その条件は以下のとおりである。

- 外国企業が、製品の所有者としての権限を保有していること。
- 外国企業による製品の納品が、ロシアまたは EEU 加盟国の企業との契約によらないこと。

このような条件下で、外国企業は自社のロシア支店に直接製品を納入でき、その後支店はロシア市場で製品を販売することができる。しかし、外国企業が製品納入契約をロシア企業と結んだ場合には、このような製品に係る貨物税関申告を行うのはロシア企業である¹⁴。

⑤ 電子版パーソナルアカウントを通じた税関との連絡

改正税関規則では、インターネットの個人アカウントによる電子版での連絡に優位性を与えている¹⁵。これは、税関と企業の間で、電子版で文書やデータをやり取りする際に利用することができる連邦税関局のインターネット上の情報リソースである。

個人アカウントが提供する情報サービスでは以下のようなことが可能である¹⁶。

- 関税支払いの会計
- 電子版文書（書類、通知書、報告書、目録、その他）の作成、発送、保存

⁸ П. 2 ст. 111 ТК ЕАЭС.

⁹ Ст. 119 ТК ЕАЭС, ст. 109 ФЗ «О таможенном регулировании».

¹⁰ Ст. 109 ФЗ «О таможенном регулировании».

¹¹ ロシア法によると、支店は、外国企業のものも含め、法人とはみなされず、それを設立した法人の別個の下部組織という位置付けである。ロシアにおける外国企業の支店は、ロシア連邦税務局の認可を受けねばならない。

¹² TC EEU 第 83 条

¹³ 改正税関規則第 100 条 4 項

¹⁴ TC EEU 第 83 条

¹⁵ 改正税関規則第 282 条

¹⁶ 個人アカウントで受けられるすべてのサービス
<https://edata.customs.ru/FtsPersonalCabinetWeb/Services>

- 税関への情報の照会と受理

⑥ 事前通知

改正税関規則では、輸入貨物に関し EEU 国境到達前の税関への通知を規定している¹⁷。さらに、事前通知に用いられる輸送書類として、文書作成の国際標準である英語のものを提出することができる¹⁸。

⑦ 製品原産国の事前決定期間の短縮

この期間は製品原産国事前決定申請書の登録日から 90 暦日であったが、60 暦日に短縮された¹⁹。

製品原産国の事前決定の問題は、さまざまな制限措置（いわゆる「経済制裁」）が適用されるようになったためにますます緊急性が高まっている。製品の原産国を輸入前に確認することは、ロシアへの輸入通関手続きの遅延（停滞）を避けることにつながる。

⑧ 製品分類の事前教示期間の短縮

この期間は事前決定申請書の登録日から 90 暦日だったが、20 暦日に短縮された²⁰。さらに、製品分類の事前教示の有効期間が、従来の決定日から 3 年間ではなく 5 年間となった²¹。

⑨ 製品加工の通関手続き²²の変更

外国製品の加工の際、それを完成品の一部として識別する必要があるが、これが一定の問題を引き起こしている。

今後この手続きは、加工用製品の製造の技術プロセスで外国製の部品や原材料の使用に関する情報が、製造文書や会計・税務報告書に含まれていることを前提に、これら文書を識別するために使用できるという方法によって簡素化される²³。

さらに、改正税関規則では、かなり前から税務会計で採用されている先入先出法（FIFO）原則を定着させた。このことは、製品固有の特徴や性質（例：化学物質）がなく

¹⁷ 改正税関規則第 12 条 1 項

¹⁸ 改正税関規則第 12 条 2 項

¹⁹ 改正税関規則第 22 条 7 項

²⁰ 改正税関規則第 18 条 10 項

²¹ 改正税関規則第 18 条 2 項

²² TC EEU 第 26 章に記載。国内消費に向けた製品加工における通関手続き。同手続きでは特定の条件を順守すること前提に、外国製品ステータスの商品の国内消費向けの加工を関税の支払いなしに実施することが可能。同手続きの下に置かれた商品は外国製品としてのステータスを維持し、本手続き下で製品加工された製品、廃棄物、残留物も外国製品のステータスを得る。本手続きの対象となる製品は 2011 年 7 月 12 日付連邦政府決定第 565 号に掲載されている。

²³ 改正税関規則第 124 条 4 項

てその識別のために会計報告書が使用される場合、加工製品内の外国製品の識別は、より早期に輸入された外国製品が先に処理されたという仮定をもとに行われることを意味する。これにより、完成品内の原材料の識別・確認手続きと加工手続き全体が簡素化される²⁴。

以前と同様、加工の通関手続きを適用するためには税関の許可が必要である。しかし、今後は一定条件のもとでこの決定を他者に委譲することが可能であると規定されている²⁵。

⑩ 税関検査

A) 机上検査

机上検査は被検者のもとへ出向くことなく実施される。机上検査の開始日までに税関は被検者に検査の実施を通知する。机上検査の結果を記載した紙面または電子版の完了証書が作成される²⁶。

ビジネスにとって有利な新規事項として、検査場検査期間が制限され、被検者への通知発行日から 90 暦日以内となった。この期間は 120 暦日まで延長されることがあるが、検査の延長は一回限りである²⁷。以前は、机上検査の期間は定められていなかった。

B) 現場検査

現場検査は税関から被検者のオフィスや倉庫などへ出向いて実施される。現場検査には計画内、計画外、対面検査があり、被検者に通知書を渡し、税関職員は身分証明書を提示する²⁸。

現場検査の期間は 2 カ月以内で、1 カ月延長されることもある。

現場検査における税関の権限はかなり広範にわたる。税関は、書類を請求、企業のデータベースにアクセス、製品を押収、在庫検査、建物を封印、などを行うことができる²⁹。

現場検査の結果を記載した紙面または電子版の完了証書が作成される³⁰。

前法と異なり、今は被検者が検査完了証書の内容に異議を申し立てることができ、税関は関税取り立てや行政事件の起訴などの決定の際、異議を考慮しなければならない³¹。

²⁴ 改正税関規則第 124 条 5 項

²⁵ 改正税関規則第 130 条

²⁶ 改正税関規則第 228 条

²⁷ 改正税関規則第 228 条 6、7 項

²⁸ 改正税関規則第 229 条

²⁹ TC EEU 第 335 条、改正税関規則第 233 条

³⁰ 改正税関規則第 237 条

³¹ 改正税関規則第 237 条 16 項

⑪ 製品マーキング検査

ロシアでは 2024 年までに、統一国家デジタル表示・製品追跡システムを創設することが決定している。

現在、生産地にかかわらず、2019 年までにデジタルマーキングが必須とされている製品グループのリストが承認されている。それらは、たばこ、香水、靴、軽工業製品、タイヤ、写真機である³²。将来的には全工業製品がデジタルマーキング・システムの対象となる。

このようなシステムを導入することで、輸入品を含む製品の検査が容易になり、輸入関税や国内税の徴収率が上がるものと予測される。

税関は、製品の輸出入時における税関規則の遵守状況チェックのために、デジタルマーキングを検査することになる³³。デジタルマーキングがないことが理由で、製品が押収されることもありうる³⁴。

⑫ 関税の取り立て

今後、関税の取り立ては、税関が未払いの関税に関する通知書を発送することから始まる³⁵。以前は、関税支払請求書が必要とされていた。

関税支払遅延期間に対して遅延料が発生し、その金額もこの通知書に記載される。企業が自ら関税の未払いを発見した場合、自主的に関税を支払うことができる。このような場合も、納税者自身が遅延料を計算して支払わなくてはならない³⁶。

遅延料支払い免除となる根拠のリストが拡大され、HS コードの誤り、または一定の追加条件を満たしている場合の貨物課税標準価格の誤り、税関に義務付けられた説明に従うことなどが含まれる³⁷。

関税の取り立ては、納税者の税務会計の原則に従って行われる³⁸。このことは、今後関税の取り立てが納税者の税務登録している場所で行われることを意味している。以前有効だった法律ではこのような原則はなかったので、どの税関でも関税の取り立てを行うことができた。

税関には、関税取り立てのために以下の手段を行う権利が与えられている。

- (i) 銀行口座のオペレーション停止³⁹
- (ii) 裁判なしで銀行口座の資金からの取り立て⁴⁰

³² ロシア連邦政府令 2018 年 4 月 28 日付第 792-r 番「管理マークの表示が義務付けられた製品リストの承認について

³³ 改正税関規則第 246 条

³⁴ 改正税関規則第 233 条 2 項

³⁵ 2018 年 2 月 15 日付ロシア財務省第 27n 番で承認された通知書の様式

³⁶ 改正税関規則第 72 条 18 項

³⁷ 改正税関規則第 72 条 19 項

³⁸ 改正税関規則第 71 条 2 項

³⁹ 改正税関規則第 77 条

(iii) 資産の押収⁴¹

(iv) 担保金など、納税者の金銭またはその他の資産からの取り立て⁴²

(v) 関税未払いの対象となる製品からの取り立て⁴³

⑬ EEU とは別のロシア連邦内での一部製品の自由流通制限⁴⁴

改正税関規則では、ほかの EEU 加入国とは別に、ロシア連邦内で特定のカテゴリーの製品の流通を制限することができるようになった。このような禁止措置を導入する権限はロシア連邦政府に与えられている⁴⁵。以前同様の制限が EC、アメリカ合衆国、その他の国々からの食品の輸入に対して導入されている。これら制限は、ほかの EEU 加盟国では適応されていなかった。

このような禁止措置の遵守を監督する機関には、ロシア連邦税関局などがある。

また、居住者原則が存続し、企業が通関手続きできるのは企業国家登録をしている国のみである⁴⁶。このため、EEU 内の統一経済圏の優位性を完全には享受することができない。

残念ながら、経済連合内には統一市場の形成を妨げる相互的制限がほかにも存在する⁴⁷。

⑭ 新しい罰則原則

関税規則法では、税関関連法における疑義、矛盾、曖昧な点は申告者その他の関係者に有利に解釈されることになった。法律に含まれる法令の曖昧さが原因で違反が犯された場合は、税関規則分野の法律違反に対する罰則は一切課されない⁴⁸。

以前と同様に通関代理人は関税支払いに関する義務を申告者と共に負う。しかし今後は、貨物税関申告時に偽造書類またはその他の無効な書類が使用された場合、通関代理人がそのことを知らず、また裁判所や税関によりどんな決定が下されるかを知るべくもなかったことを証明した場合、この規則の例外とされる⁴⁹。

⁴⁰ 改正税関規則第 75 条

⁴¹ 改正税関規則第 78 条

⁴² TC EEU 第 68 条 2 項

⁴³ 改正税関規則第 79 条

⁴⁴ 改正税関規則第 41 章

⁴⁵ 改正税関規則第 212 条 1 項

⁴⁶ TC EEU 第 449 条 1 項

⁴⁷ EEC サイトにより詳細に記述されている

<http://www.eurasiancommission.org/ru/nae/news/Pages/3-04-2017.aspx>

⁴⁸ 改正税関規則第 8 条 4、5 項

⁴⁹ 改正税関規則第 346 条 7 項

3. 改正税関規則をもとに将来導入される可能性のある新システム

① 課税標準価格の事前教示

改正税関規則では、輸入貨物の課税標準価格決定方法の適用に関する新種の事前教示制度が導入された⁵⁰。

この事前教示は課税標準価格の決定方法のみに関係し、その他の隣接する問題（例：課税標準価格の額）とは関係ないことに留意する必要がある。

このような決定は、事前決定申請書の登録から 30 暦日以内に出される。

事前教示が出される条件と場合を含む事前教示の採択と発行手順、その有効期間、および事前決定の効力停止決定の採択手順は、ロシア連邦財務省令で制定されるものであるが、本レポートの作成時点までにこのような命令が出たことはまだない⁵¹。

② 自由倉庫

改正税関規則では新しい通関手続きが出現した。それは「自由倉庫」といわれるもので、このような倉庫に入れ、無関税製造など種々の活動のために外国製品や EEU 製品を使用することを許可するものである⁵²。

自由倉庫では、製品に対する以下のオペレーションが許可されている⁵³。

- 保管、保管に伴う荷役
- 製品の加工・販売準備（ロット分け、発送準備、選別、包装、再包装、マーキング、製品の品質向上オペレーションなど）
- 製品の加工（処理）オペレーション、製品の製作（組立、解体、取付、調整など）、製品の修理・メンテナンス
- 商品のサンプルおよび（または）や見本の選別
- 自由倉庫域内での不動産物件建築、動物・鳥・養殖魚の繁殖・飼育、養殖、樹木・植物の栽培に係るオペレーションの完了

上記の規定は、ロシアにおいて 2019 年 1 月 1 日から適用される。

⁵⁰ 改正税関規則第 25 条

⁵¹ 改正税関規則第 25 条 4 項

⁵² TC EEU 第 211 条

⁵³ TC EEU 第 213 条、改正税関規則第 158 条

③ 関税の担保の免除

今後は担保の免除を以下の基準を満たす優良な大企業が申請することができる。

- 前3年間で企業が納めた税金および関税の総額が70億ルーブル以上である。
- 前年の企業の資産総額が担保額の10倍以上である。
- 税関規則違反の裁判の判決を適時に実行しなかったことがない。
- 関税支払い義務を期日までに果たさなかったことがない⁵⁴。

上記の法令は2019年1月3日に発効する。その実施のためには、ロシア連邦税関局とロシア連邦税務局からしかるべき命令が発行される必要がある。

通関代理人により貨物税関申告された貨物に対する担保の納入が要求されないような条件が制定された。こうした条件は担保額に対する貨物の関税額の割合による⁵⁵。

④ 関税

改正税関規則では関税を第三者が貨物の申告者にかわって支払うことができると規定されているが、これはいくつかの法人に分れた大企業（企業グループ）にとって関心の高い問題といえる⁵⁶。

以前は1通の貨物税関申告書に対し振込依頼書を2通作成する必要があった。1通は輸入関税用で、もう1通は税関手数料や輸入VATや消費税の前払用だった。今日ではすべての関税支払いを1通の振込依頼書で行うための法的条件が規定され、事務作業の軽減につながっている⁵⁷。

しかし、この法令を実施に移せるようになるのはEEU条約にしかるべき改正を加えた後で、そのためにはEEU加盟国全部の合意を必要とする。

⑤ 関税の還付⁵⁸

同様に、以下に列挙した関税の還付手順の変更が発効することも延期される。EEU条約改正までは古い改正税関規則の規定が適用される。

旧法では、還付手続きは最短でも2カ月を要していた。1カ月は申告書の修正に、残りの1カ月は関税還付申請書の審査に費やされていた。

⁵⁴ 改正税関規則第55条3項

⁵⁵ 改正税関規則第55条13項

⁵⁶ 改正税関規則第30条2項

⁵⁷ 改正税関規則第35条

⁵⁸ 改正税関規則第67条

改正税関規則に従う場合でも、貨物税関申告書に記載された関税に関する情報を1カ月以内⁵⁹に修正する必要があることに変わりはない。その後3営業日以内⁶⁰に、申告書の修正版をもとに、税関が自ら超過支払分を申告者の前払い勘定へ移す。この時点から、資金を貨物通関手続きに使用したり、企業の当座預金口座への振り込みを依頼したりすることができ、還付は10営業日以内に実行されなければならない⁶¹。

税関による還付期間違反は、ロシア中央銀行の主要金利の1/360に当たる利子の対象となる⁶²。

⑥ 認定事業者 (AEO) ⁶³

新しいTC EEU および改正税関規則の採択とともに、認定事業者（以下、「AEO」）のステータスと業務規則が大きく変更された。

AEOの構成主体が拡大され、輸入事業者と輸出事業者だけでなく、通関代理人、その他の貿易事業者も含まれるようになった⁶⁴。

AEOは特典と要件の量により三つのタイプに分類される⁶⁵。第1タイプの証書があると、九つの簡素化措置が受けられ、第2タイプの証書では10の措置⁶⁶、第3タイプの証書では第1と第2両タイプの証書で受けられるすべての簡素化措置を利用することができる⁶⁷。

AEOは、以下の簡素化措置を利用できる⁶⁸。

- 貨物税関申告書提出前の貨物リリース
- AEOの倉庫での税関トランジットの完了
- 有料の一時保税蔵地場を使わず、AEOのヤードでの一時保税蔵置
- 通関オペレーションの優先的完了
- AEOに対する最小限の税関管理措置
- 関税の担保免除に向けた追加の根拠（の提示）
- パイロットプロジェクトへの優先的参加

⁵⁹ 改正税関規則第108条4項

⁶⁰ 改正税関規則第67条3項。

⁶¹ 改正税関規則第36条22項

⁶² 改正税関規則第67条18項

⁶³ 改正税関規則第66章

⁶⁴ 改正税関規則第383条4項

⁶⁵ TC EEU 第432条2項、第437条2項

⁶⁶ TC EEU 第432条3項、第437条3項

⁶⁷ TC EEU 第432条4項、第437条4項

⁶⁸ TC EEU 第437条

AEO のステータスを取得するための必須要件数が増加した。AEO のステータス取得のために収める担保は最低 100 万ユーロで、その後、段階的に引き下げられる可能性はある⁶⁹。

4. 改正税関規則がビジネスに与える影響とアドバイス

改正税関規則によって、総じて税関行政の質を向上させ、ビジネスが通関手続きを最適化できる大きな可能性が出てきた。

税関は税関業務へのデジタル技術のより広範な導入を目指している。この指針に沿うため、ビジネスも業務の中に新しい情報技術と電子版の税関サービスをより頻繁に利用していくことが推奨される。特に、次のサイトのパーソナルアカウントに企業登録すれば、以下のことが可能になる。 <https://edata.customs.ru/FtsPersonalCabinetWeb/Services>

- 税関への照会から回答までの時間短縮
- 税関への情報・書類提出の重複防止
- 税関からの重要通知の迅速な受け取りと見逃防止
- さまざまな通関手続きのより迅速かつ簡単な実施

自社の納品に対する管理上の負担を軽減し、追加の関税特典を受ける可能性を利用することを勧める。このような課題を解決するためには、AEO のステータスが適している（AEO については上記で詳述）。

現行法は、自主的に税関規則分野での誤りや違反を正して、税関が発見した場合より少ない費用で訂正を行えるような条件を創り出している。これにより、企業内の管理手続きの効率や、誤りや違反を最小化しようという意識、および誤りや違反の適時発見と修正といったことが特別な意味を持つてくる。

外国企業の支社が、商業目的での輸入や通関手続きに参加することが許されるようになり、ロシア市場への進出が容易になり、日本の生産者からロシアの顧客や消費者に製品を納品する連鎖から、仲介業者を除外できるようになった。このような形態でのロシア市場における商業的プレゼンスにご注目いただきたい。

ロシア国内に商業拠点を創ることにより、日本企業はロシア市場に進出するのみならず、ほかの EEU 加盟国（ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、キルギスタン）にもアクセスできるようになる。なぜなら、EEU 内部では関税国境が廃止され、製品は EEU の統一市場内で関税障壁なしに取引されるためである。

一方で、関税関連法の変更スピードが速いことと、EEU による超国家的権利ができたことにより、新しい法的条件への適応に時間を要するビジネスにとってはいささか困難な状況も生じている。

⁶⁹ TC EEU 第 436 条 12 項